

平成 31 年 1 月 9 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 文化財防火デーに係る特別防火査察等の実施について

昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂壁画が焼失しました。これを機に毎年この日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されます。豊川市消防本部におきましても、管内の文化財所蔵者・管理者に対し防火広報文を送付するとともに、下記のとおり特別防火査察を実施します。

### 記

- 実施日時 ①平成 31 年 1 月 15 日（火）午後 2 時 00 分から  
②平成 31 年 1 月 15 日（火）午後 4 時 00 分から
- 場 所 ①八幡宮 豊川市八幡町本郷 1-6  
文化財 八幡宮本殿 他  
②宮道天神社 豊川市赤坂町宮路 4-2  
文化財 宇治川先陣争図（絵馬）
- そ の 他 文化財防火デーのチラシを添付

### 【お問合せ先】

豊川市役所 消防本部 予防課 予防係 担当 小野田  
TEL:0533-89-9682 Eメール: shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp

# 1月26日は 文化財防火デー



## 文化財所蔵者・管理者のみなさまへ

- 1 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の訓練を行ってください。
- 2 文化財周辺を整理・整頓し、放火されない環境づくりをしてください。
- 3 文化財を定期的に見回り・点検してください。
- 4 文化財周囲で喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込みは厳禁です。火気等の使用禁止区域の設定とその表示をして、火気使用の制限を徹底してください。
- 5 消火器や自動火災報知設備などの消防用設備の設置及び点検・整備を行ってください。

(お問合せ先：豊川市消防本部予防課 電話 89-9682)